

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 一般廃棄物収集運搬業務仕様書

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター一般廃棄物収集運搬業務に係る仕様は、次のとおりとする。

1. 業務の範囲及び内容

甲の事業場から排出する一般廃棄物を、南風原町が指定する方法ならびに廃棄物に関する関係法令を遵守し、適正に搬出処理する。

主な廃棄物としては以下のとおり

- (1) 可燃ゴミ（生ゴミ含む）
- (2) 資源ゴミ（ビン、スチール缶、ペットボトル）

2. 業務の遂行頻度

乙は甲の事業場から週6回以上収集運搬を実施する。

3. 業務完了報告

乙は毎月の業務終了後、当月の回収日を記した業務完了報告書を作成し、甲に提出するものとする。

4. 秘密保持

乙は、業務の履行に関連して知り得た相手方の秘密を、契約期間中及び契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。

乙は上記の他、（別記）個人情報取扱特記事項を遵守する。

5. 感染症対策

- (1) 乙は、業務遂行するにあたり、業務従事者に対しB型肝炎、麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎の抗体価検査を実施すること。
- (2) 各感染症における抗体価が、陰性または低抗体価と評価された者に対して、「日本環境感染学会 医療従事者のためのワクチンガイドライン第2版」で示す基準を満たすまでワクチン接種を実施すること。
- (3) 甲の求めに応じて、業務従事者の抗体検査結果、ワクチン接種の状況が確認できる資料を提出すること。
- (4) 業務従事者に対し、インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンを接種すること。
- (5) 上記（1）から（4）までの一切の費用は、乙が負担とすること。